



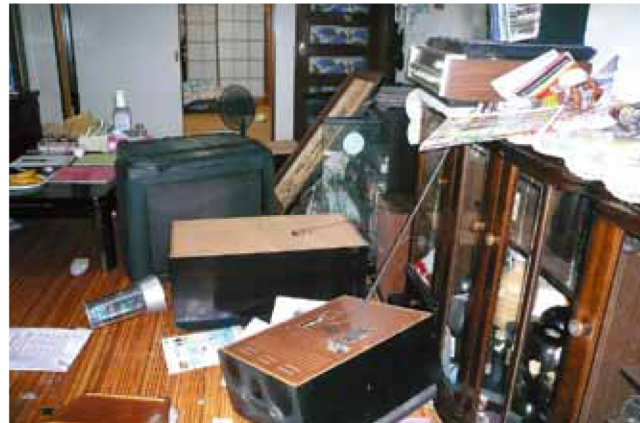
高齢者世帯などが対象 家具転倒防止費用を補助

阪神・淡路大震災では、多くの人が倒れてきた家具の下敷きになって、尊い命を失ったり、大けがをしたりしました。また、テレビや家具が散乱し、逃げ遅れた人もいます。

地震などの災害時に家具の転倒による事故を防止し、被害を軽減するため、高齢者などの世帯に対し、家具を固定するための費用を補助します。対象となる世帯で、家具の固定を希望される方は、申請してください。



市民部 防災交通課
995-1817



対象世帯（1世帯につき1回限り）

市に住民登録があり、次のいずれかに該当する世帯が対象となります。

- ①世帯のすべての構成員が、65歳以上または15歳未満であること
- ②世帯のいずれかの構成員が、次のアまたはイにより、障害者手帳の交付を受けていること
ア. 肢体不自由 1級から4級まで
イ. 視覚障害 1級から4級まで
- ③世帯のいずれかの構成員が、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること
- ④世帯のいずれかの構成員が、介護保険法に基づく要介護認定または要支援認定を受けていること
- ⑤その他、特に市長が認めるもの

対象となる家具、工事事業者など

補助対象となる家具は、タンス、食器棚、テレビ、冷蔵庫、仏壇などです。被災の可能性が高い寝室と居間にある家具が優先されます。申請を受付後、市が工事事業者を手配します。市に申請をしないで、各自で工事事業者などを手配して実施した場合、補助の対象となりません。

受付期間・申込方法

受付期間：6月17日(月)～8月30日(金)

申込方法：防災交通課と各支所にある所定の申請書に必要事項を記入し、対象者であることを証明できる書類を添付して防災交通課へ提出してください。申請書は、市のホームページからダウンロードすることができます。

※借家などの場合は、所有者の承諾が必要です。

補助額

家具の固定に必要な経費（金具代、作業費など）を補助します。家具1台あたりの補助金の限度額は、別表1のとおりです。特殊な金具や当て木などを使用し、取付費用が補助限度額を超えた場合、その超えた額は申請者の負担となります。

別表1 家具固定台数別の補助金限度額

家具などの数	補助金限度額
1台	10,000円
2台	12,000円
3台	15,000円
4台	18,000円
5台	20,000円

注意事項

- 建物や家具などの状況により、固定作業ができない場合もあります。
- 家具の固定以外の柱、壁、床などの補強は対象外です。
- この事業による家具の固定は、地震災害時の転倒防止を完全に保証するものではありません。あらかじめご了承ください。